

第 2 次

一宮市環境基本計画

毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市

平成 26 年（2014）度 ▶ 平成 35 年（2023）度



一 宮 市

はじめに

わたしたちのまち一宮市は、木曽川沿いの平坦地に位置し、山林などまとまった樹林地はないものの、豊かな社叢をもつ社寺や農地などの緑地が市内には散在し、木曽川をはじめ、いくつもの河川があり、豊かな水辺環境を形成しています。これらの自然環境は、木曽の清流と豊かな濃尾平野によってはぐくまれたものであり、先人のたゆまぬ努力によって維持されてきました。

先人から受け継いだこの恵まれた環境は、私たち人間をはじめ、生きものにとって貴重な財産であります。今の時代に生きる私たちが適切に保全し、後世に引き継いでいくためには、持続可能な社会を形成する必要があり、それら課題解決のため、平成 16 年に「第 1 次一宮市環境基本計画」を策定し、これまで様々な取り組みを推進してまいりました。

しかしながら、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題、近年のライフスタイルの多様化に伴う生活環境問題、水・大気・土壤環境の汚染問題や廃棄物処理などいくつもの課題を依然として抱えており、これらの解決に向けた取り組みを今後も押し進めるため、市民会議方式により検討を重ね、「第 2 次一宮市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画では、「毎日が暮らしやすく、住みやすい環境である一宮市」を目指すべき環境像として掲げ、安全で健康、かつ、快適な生活を営むことができる良好な環境が確保されたまちにするため、実効性の高い計画とし、施策の充実を図りました。

今後は、この計画のもと、市民、事業者、行政が、それぞれの役割を果たしつつ、協働し、一体となった取り組みを着実に推進していくため、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり、ご尽力いただいた市民委員の皆様、アドバイザーとしてご助言をいただいた名古屋産業大学の先生方、並びに環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただいた関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

平成 26 年 3 月



一宮市長 谷 一夫

策 定 の 経 緯

本市では、平成16年4月に策定した第1次一宮市環境基本計画に基づき、「安全で快適な魅力あふれる環境都市」を目指して環境に関する各種施策を推進し、一定の成果を上げてきましたが、その計画期間が平成25年度で満了することから、平成24年4月から後継計画となる第2次一宮市環境基本計画の策定に着手しました。

策定にあたって、第1次計画策定時とは市民の意識や行動の変化、日常生活に起因する都市型・生活型の環境問題への対応、温室効果ガスの排出を抑制する地球温暖化対策など、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、市民及び事業者を対象とした「環境に関する現況・意識調査」を実施し、計画策定に必要なデータの収集と課題の洗い出しを行いました。

また、第1次計画の策定と同様に、市民が立案し実効性が伴う「市民の手による環境基本計画」とするため、公募及び無作為選出市民参加制度による市民委員20名からなる一宮市環境基本計画市民会議を立ち上げ、計画案を検討しました。

計画案の策定にあたっては、市民委員が4つの作業部会（生活環境、自然共生、循環社会、温暖化対策）に分かれ、第2次計画の目指すべき環境像の実現に向けた分野ごとの環境目標や、市民、事業者、市民団体・NPO、市のそれぞれの主体が取り組むべき行動などの検討を行いました。市民会議の運営や計画の作成については、環境問題を専門に研究されている名古屋産業大学の全面的なご支援を賜りました。学長の伊藤雅一氏には「市民会議による環境基本計画策定の意義と留意点」と題した基調講演を通じて、大局的な立場から、適切かつ貴重なご意見をいただきました。また、名古屋産業大学の4名の先生方にアドバイザーとして参加していただき、その都度、適切な指導・助言をいただきました。

一方、市行政では、各部局間を横断する環境基本計画策定会議、策定検討部会を組織し、市民会議との意見調整や情報提供等を行い、会議を側面から支援しました。

このようにして、市民が主体となって策定した第2次一宮市環境基本計画（案）は、その後、一宮市環境審議会に諮問され、審議と並行して実施した市民意見提出制度に基づいて寄せられた意見との調整を経て、平成26年1月8日開催の第3回環境審議会において計画の決定がなされ、市長への答申が行われました。

第1章 基本計画の策定にあたって	1
第1節 計画の基本的事項	1
1 計画の趣旨と改定の背景	1
2 計画の位置付けと役割	2
3 各主体の役割	3
4 計画の期間	3
第2節 計画の目標	4
1 目指すべき環境像	4
2 基本方針	4
第2章 基本計画	11
第1節 「安全で快適な生活環境」の保全を目指して	11
1 空気のきれいなまちそだて	12
2 水のきれいなまちそだて	18
3 土のきれいなまちそだて	23
4 静かなやさしいまちそだて	27
第2節 「自然共生社会」の実現を目指して	31
1 自然と歴史をまもる	34
1-1 緑の保全、再生	34
1-2 恵まれた水環境の保全と復元	36
1-3 地域に伝わる歴史・文化・遺跡・昔話の保存、伝承	38
2 自然をつくる	41
2-1 愛される都市公園等の創出、緑化促進	41
2-2 多様な生きものがすめる環境の創出・復元	45
3 自然をつなぐ、自然に学ぶ	47
3-1 自然のことをもっと知りたい、知らせたい	47
3-2 市民、市民団体が中心となり自然環境活動に取り組む	49
3-3 自然のネットワークをつくる	51
第3節 「循環型社会」の実現を目指して	52
1 市民参加型の循環型社会づくり	53

第4節 「地球温暖化防止（低炭素社会）」の実現を目指して	61
1 地球環境に配慮したまちをつくろう.....	64
2 省エネルギーに努めよう	66
2-1 家庭・オフィスにおける省エネルギー.....	66
2-2 交通手段における省エネルギー.....	69
3 環境にやさしい事業所を増やそう	72
 第5節 「連携・協働社会」の実現を目指して.....	73
1 環境に関する情報を収集し、提供します.....	74
2 各世代に合わせた環境教育・学習に取り組みます.....	75
2-1 環境について学ぶ機会を増やします.....	75
2-2 環境教育・学習プログラムを充実します.....	76
3 環境活動の中心となって活動できる人材を育成します.....	77
4 ボランティアや市民団体・N P Oの活動を支援します.....	78
5 「エコハウス138」を環境教育の拠点として充実します	79
 第3章 計画の推進・管理	81
第1節 計画の推進体制	81
第2節 計画の進行管理	82
 資料	
1 一宮市環境基本計画策定経過	83
2 一宮市環境基本計画市民会議委員等名簿	84
3 環境に関する現況・意識調査（市民）.....	85
4 環境に関する現況・意識調査（事業者）.....	94
5 一宮市環境基本条例	102
6 一宮市環境審議会の運営に関する規則	106
7 一宮市環境基本計画市民会議設置要綱	106
8 一宮市環境基本計画策定会議設置要綱	108
9 用語説明	110

本文中の*がついている語句についてはP110より用語の説明があります。